

第2章 樹林地管理計画の管理方針

1 区内樹林地の管理方針

「いたばしグリーンプラン 2035」で掲げる将来像“ひと”と“みどり”の共生でウェルビーイングが叶うまち“いたばし”を実現するための基本方針のひとつである「みらいがつながる」の「実施方針I緑の資産の保全と継承」の施策のひとつである、「施策O1樹林地の保全と継承」に基づき、本計画に基づく樹林地の適切な維持管理を行っていきます。

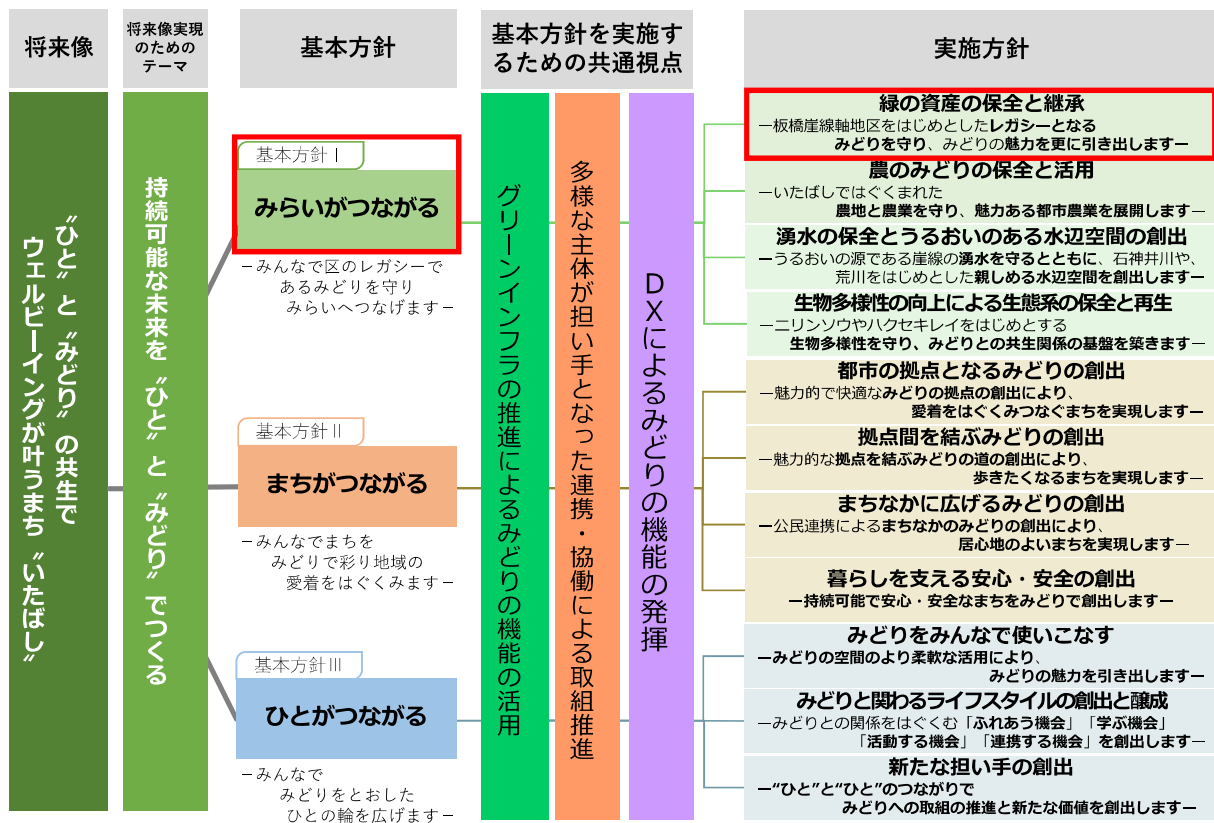


図 いたばしグリーンプラン 2035 施策体系

出典：「板橋区グリーンプラン 2035」（令和8年3月、東京都板橋区）

2 実施する施策

基本方針Ⅰ みらいがつながる

実施方針1 緑の資産の保全と継承

施策01 樹林地の保全と継承

レガシーとなるみどりを守る、みどりの魅力を更に引き出す

- 民有地における樹林地について、用地取得のほか、管理費助成による維持管理の負担軽減、国や都への相続税の優遇要望等により民有樹林地の保全を行います。
- 公有地の樹林地は、適切な維持管理により樹林地の持つ存在価値、利用価値を向上させます。
- これにより、みどりの保全と質の向上につなげ、みどりの基盤形成を図ります。
- なお、樹林地の用地取得や適切な維持管理について、都市緑地法改正に伴い新設された機能維持増進事業の活用など、国や都の補助金をはじめとした補助制度の活用を積極的に検討します。また、活用の際には、該当する機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目などについて、別途定める文章をホームページなどにより公表します。



特別緑地保全地区（大門東の森公園）



保存樹林（中台地区）



樹林地管理計画に基づく管理
（小豆沢公園・ニリンソウ群生地）

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）
(1)公有地化による緑の保全と継承	用地取得進捗	対象樹林地の抽出・選定	対象樹林地の抽出・選定 所有者への働きかけ	対象樹林地の抽出・選定 所有者への働きかけ・ 用地取得
(2)保存樹林・竹林制度	指定面積維持	31,316㎡維持	31,316㎡維持	31,316㎡維持
(3)樹林地管理計画に基づく適切な樹林地管理【新規】	計画に基づく適切な維持管理箇所数	樹林地管理計画に基づく適切な維持管理6か所	樹林地管理計画に基づく適切な維持管理6か所	樹林地管理計画に基づく適切な維持管理6か所

区の担当課 土木部 みどりと公園課 (1) (2) (3)、土木部 南部・北部土木サービスセンター (3)

パークマネジメント目標3 未来へつなぐ、すこやかな公園をはぐくみます に対応

◆ パークマネジメントに寄与する事業

グリーンインフラとしての保全・利活用

- 公有地化による緑の保全と継承
- 樹林地管理計画に基づく適切な樹林地管理

図 いたばしグリーンプラン 2035 における樹林地管理計画の関連施策

出典：「板橋区グリーンプラン 2035」（令和8年3月、東京都板橋区）

第2章 樹林地管理計画の管理方針

なお、いたばしグリーンプラン 2035 に記載したみどりの基本構造における樹林地管理計画の対象樹林地は次のとおりとなります。(本計画はこのうち6か所の公園、緑地を取り扱っている。)

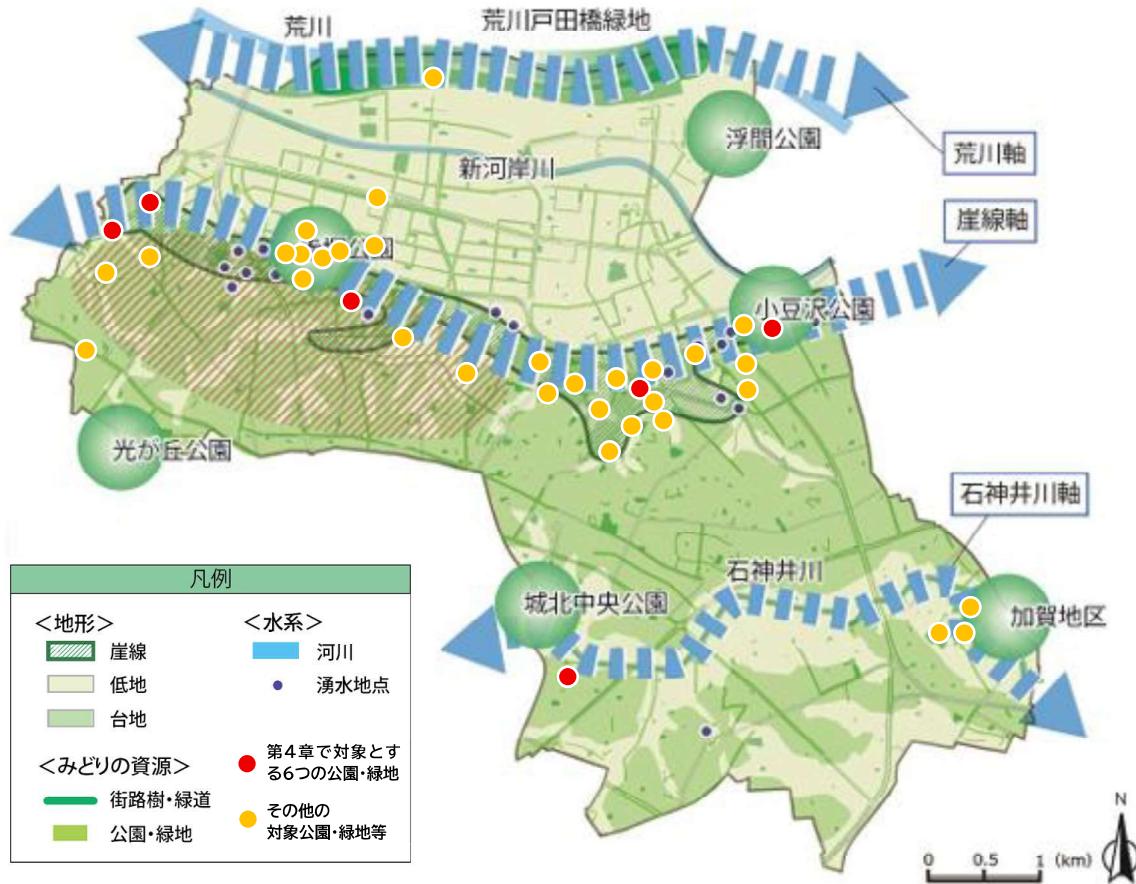


図 みどりの基本構造と樹林地管理計画の対象となる樹林地の配置

出典：「板橋区グリーンプラン 2035」（令和8年3月、東京都板橋区）

2 樹林地ゾーニングの考え方

本計画で対象とする樹林地は、以下に示す樹林地ゾーニングのフローチャートに基づき管理地内の樹林地を3分類(散策型樹林地、保全型樹林地、共生型樹林地)の単一もしくは複数にゾーニングし、それぞれの分類型にあわせた維持管理を推進することで樹林地管理方針の基本理念である「存在価値」並びに「利用価値」に呼応した樹林地の将来に向けた維持、保全を実現すると共に、グリーンプラン 2035 の将来像の実現を図ります。

なお、ゾーニングは基本的にフローチャートに基づき行いますが、対象樹林地の状況や樹林地を取り巻く周辺環境などを踏まえ、個別に設定することも検討します。

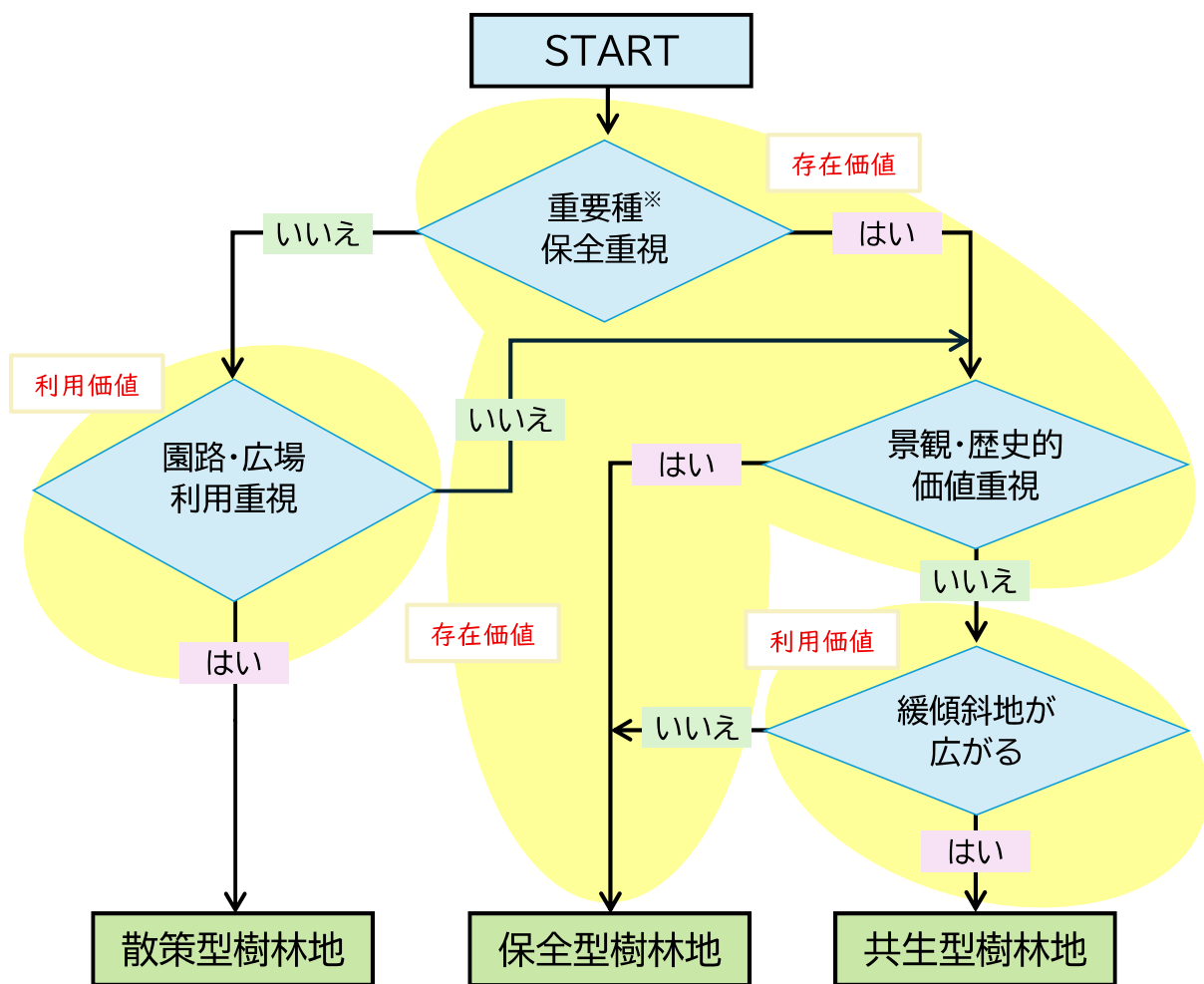


図 樹林地ゾーニングのフローチャート

※重要種:環境省レッドリスト及び東京都レッドリストで指定されている種のこと

表 公園・緑地等のゾーニングの考え方

分類		主な指標	主な判断要素
散策型樹林地	利用価値 > 存在価値	<ul style="list-style-type: none"> ・人々の交流の場となっている ・散策が可能である ・休憩場所がある ・レクリエーションの場となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・園路(有) ・広場(有)
保全型樹林地	利用価値 < 存在価値	<ul style="list-style-type: none"> ・保全すべき希少な動植物がある ・剪定・伐採を不定期に行うことで保全される ・歴史的、社会的価値のある樹林、樹木がある ・歴史的、社会的価値のある場所がある ・美しい景観、価値のある樹林の姿を形成している ・林床への立ち入りが困難である ・極相林、もしくはそれに近い形になっている ・ある機能を保全している 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要種(有) ・急傾斜(有) ・自然遷移注視 ・歴史・景観
共生型樹林地	利用価値 = 存在価値	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な人的介入ができる樹林である ・伐採木材など二次利用ができる ・区民と一緒に活動できる ・環境教育の場となり得る ・生物の保全のための複層林となっており観察の場となり得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要種(有) ・急傾斜(無) ・多様性の維持・向上 ・協働活動

表 主な判断要素の把握方法

項目	把握方法
園路・広場	園路・広場の有無、樹林地の区民による利用状況
重要種	樹林地内の希少種・絶滅危惧種等の生息・生育有無
急傾斜	樹林地内の 8.5 度以上の傾斜（登山道等で階段が必要となる傾斜※）の有無
遷移	樹林地内の自然遷移を注視するか否か
歴史・景観	歴史的、社会的価値のある樹林、樹木、場所の有無 樹林地の現在の景観的特徴を維持するか自然遷移を重視するか
多様性	生物多様性の維持・向上を重視するか否か
協働活動	区民の介入の可否（環境保全活動や環境教育の場となり得る） 区民や自主的活動団体による樹林地の保全活動の実施状況

※「自然公園等施設技術指針」（平成24年、環境省）を参考に設定。

3 分類別のめざす樹林地の姿と管理方針

樹林地の分類別のめざす姿と基本的な管理方針を以下に示します。なお、環境変化や改修工事等の計画により、樹林地の置かれた状況が著しく変化した場合は、樹林地ごとのあるべき姿や管理手法の見直しを行います。

3.1 散策型樹林地

(1)めざす姿

- 既存樹各々が枝葉を伸ばし、広がった樹冠同士の重複や接触がない状況です
- 原則、高木層による単層林ですが、林内利用に支障がない場合は複層林であることを妨げません
- 特定外来生物^{※1}及び生態系被害防止外来種^{※2}を除いた樹種で構成されています
- 存在価値に比して利用価値の大きい樹林地であり、樹冠の下では交流の場として様々なレクリエーションが行われています

※1: 外来生物法において、外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物として指定された種で、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されている

※2: 外来生物法において、生態系などに被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生物として指定された種



図 散策型樹林地のイメージ図

(2)基本的な管理手法

散策・交流の場として開放するため、積極的な人為的介入を行っていく管理手法

①点検に関すること

- 散策路周辺に危険な倒木や立ち枯れ、枯れ枝、落枝、かかり枝がないか確認する
- 害虫の大量発生や蜂、カラスの巣など、利用者に対して危害を与える可能性がないか確認する
- 人の通行にあたり支障となる枝(高さ1.8mの範囲)がないか確認する
- 遊具利用にあたり支障となる枝(高さ1.8mの範囲)がないか確認する
- 車両の通行にあたり支障となる枝(高さ4.5mの範囲)がないか確認する
- 隣地(民有地など)側への枝の張り出しがないか確認する

②維持管理に関すること

- 広がった樹冠同士が重複や接触をしないように、定期的に剪定するとともに必要に応じて樹木の間引きを行う
- 木陰が必要な場所については、樹形を維持し極端な切り戻しは行わない
- 中・低木層がある場合は、人の通行や遊具利用にあたって支障がでないよう、定期的に剪定を実施する
- 林内利用環境を確保するために、定期的に除草・下草刈りを実施する
- 木の樹勢が衰える原因の一つとして根の踏み付けがあるため、利用者による根の踏み付けが懸念される場所においては柵を設置するなど地盤環境への配慮を行う
- 利用上支障となる樹種や特定外来生物等は伐採・駆逐する
- 林内照度を確保するために、定期的に剪定を実施する
- 改修工事や土地利用の変更など、樹木の生育環境が改変することが想定される際には、樹林地を維持する上で必要な措置をその都度検討し、実施する

3.2 保全型樹林地

(1)めざす姿

- 利用価値に比して存在価値が大きい樹林地であり、利用より保全することが優先されます
- 景観や歴史等の価値を優先する樹林地においては、長年にわたり築き上げられてきた構成樹種や植生、景観等の価値が遷移に任せて荒廃することがないように保全されています
- 該当樹林地が極相林である場合は、人為的介入をせずに樹林地の状態が保全されています。また、特定外来生物及び生態系被害防止外来種を除いた樹種で構成されています



図 保全型樹林地のイメージ図

(2)基本的な管理手法

存在価値の保全や向上を図るために最低限の人為的介入を行う管理手法

①点検に関すること

- 園路周辺に危険な倒木や立ち枯れ、枯れ枝、落枝、かかり枝がないか確認する
- 車両の通行にあたり支障となる枝(高さ4.5mの範囲)がないか確認する
- 害虫の大量発生や蜂、カラスの巣など、通行者に対して危害を与える可能性がないか確認する
- 隣地(民有地など)側への枝の張り出しがないか確認する

②維持管理に関すること

- 存在価値が失われる恐れがある場合は、その価値を保全するために必要な処置を実施する
- 景観や歴史等の価値を優先する樹林地においては、構成樹種や植生、景観等の希少価値を保全するために、剪定・伐採を不定期かつ選択的に実施する。原則、新植は実施しない
- 重要種を優先する樹林地においては、その希少価値を保全するために、その種が好む環境の保全・維持に努める
- 特定外来生物及び生態系被害防止外来種は伐採・駆逐するが、その他の種については重要種を優先する場合を除き、原則実施しない
- 林床への立入りを防止するために、園路や防護柵等といった必要最低限の公園造成をもって区分けする
- 特別緑地保全地区に指定された樹林地については、都市計画決定の際に作成する保全計画に基づき管理する

3.3 共生型樹林地

(1)めざす姿

○存在価値と利用価値が共存する樹林地であり、自然環境教育の場となる里山管理的レクリエーションが行われています

○樹林地全体が樹冠で覆われるのではなく、日照を確保する箇所が存在する階層構造を有しており、多種多様な種によって構成される複層林で、原則、在来種で構成されています

○公園等の管理者、地域住民等の介入により、上記の多様性が維持されています

▶管理区域例：里山的管理区域

人が手を加えることで、ニリンソウやクヌギ・コナラなどが生育できる里山的な樹林地を育み、観察会やどんぐり拾いなどレクリエーションの場として活用されています

▶管理区域例：育成・経過観察区域

生物の生息地の保全を主眼とした樹林地を育むため、野鳥や昆虫が好む食餌植物（サクラ類、エノキなど）や営巢木で構成し観察の場として活用されています

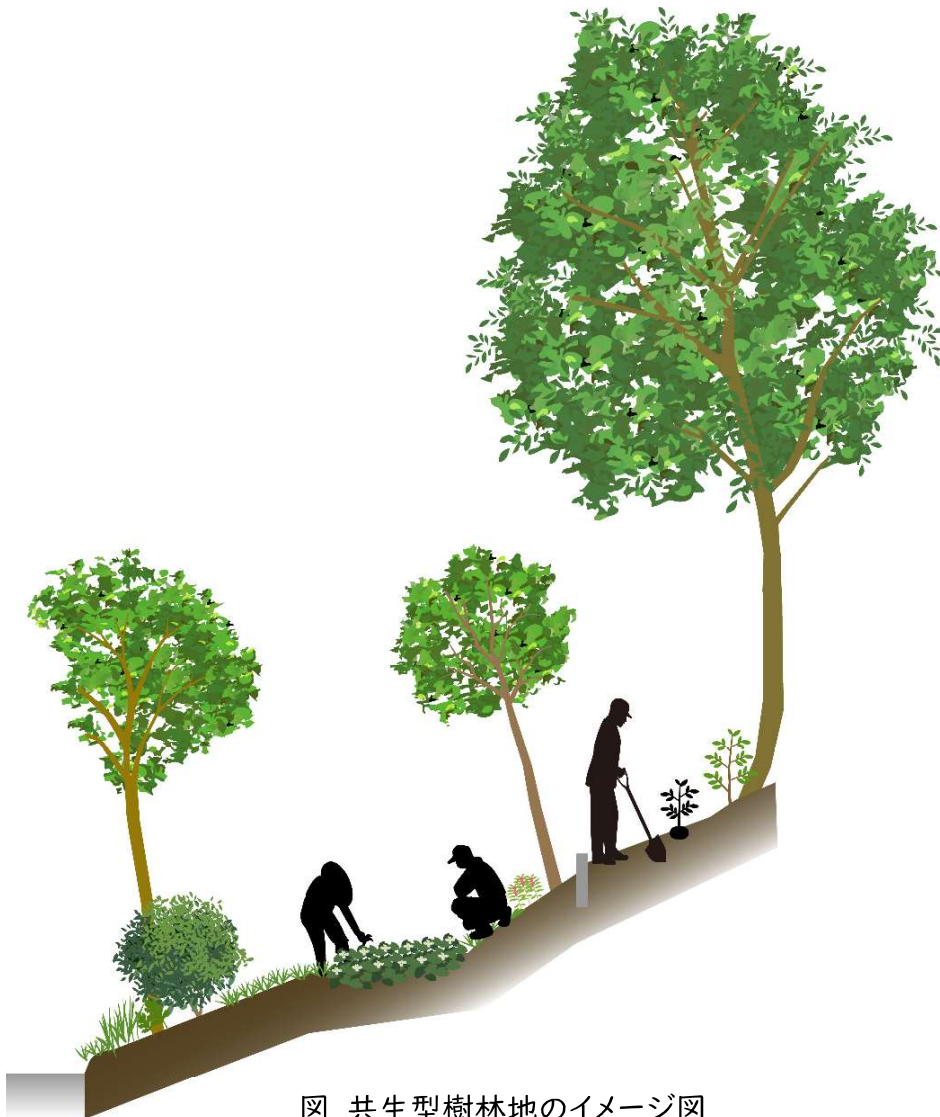


図 共生型樹林地のイメージ図

(2)基本的な管理手法

自然と共生するために地域住民等と継続的に人為的介入を行う管理手法

①点検に関すること

- 活動場所周辺に危険な倒木や立ち枯れ、枯れ枝、落枝、かかり枝がないか確認する
- 害虫の大量発生や蜂、カラスの巣など、利用者等に対して危害を与える可能性がないか確認する
- 重要種の開花状況や踏みつけがないか確認する
- 車両の通行にあたり支障となる枝(高さ4.5mの範囲)がないか確認する
- 隣地(民有地など)側への枝の張り出しがないか確認する

②維持管理に関すること

- 林内照度を確保するために、適宜剪定を実施する
- 複層林として持続するために、適宜伐採や萌芽更新を実施する
- 中・低木層がある場合は、人の通行等に支障がでないよう、定期的に剪定を実施する
- 目的に応じて、適宜下草刈り(草丈30cm以上の草本)や落葉かき等を実施する
- 特定外来生物及び生態系被害防止外来種は伐採・駆逐する
- 在来種で構成するために、苗木植栽や実生木の育生等を実施する。利用実態や立地、近隣住民の要望等を踏まえて維持管理手法をそれぞれ定める。併せて、当該樹林地保全に意欲的な市民団体等と連携した管理・運営も検討する